

年末年始のごみ収集とし尿汲み取り

ごみ出しは午前8時30分までをお願いします。

- 個人搬入
 - ・搬入は4トン車以下に限ります。
 - ・所定の手数料が必要です。
 - ・環境美化センターへの可燃ごみの搬入はできません。
- 粗大ごみ収集受付
 - 1月収集分の予約受付は12月26日(金)までにご連絡ください。地区ごとに収集業者が決まっています。詳しくはごみ収集予定表の裏面をご確認ください。

- 粗大ごみ収集・し尿汲み取り連絡先
 - ・(株)セイブクリーン
 - ☎242-0059 ☎0120-812-583
 - ・(有)宇都宮産業(粗大ごみ収集のみ)
 - ☎345-8961 ☎0120-958-367

(株)セイブクリーンでは粗大ごみ、臨時ごみの24時間受け付けを行なっています。時間外の受け付けはホームページのみです。
http://savegr.com/index.php/katei-jigyosho_1_gomi/
 ※電話での受け付けは午前8時30分～午後4時

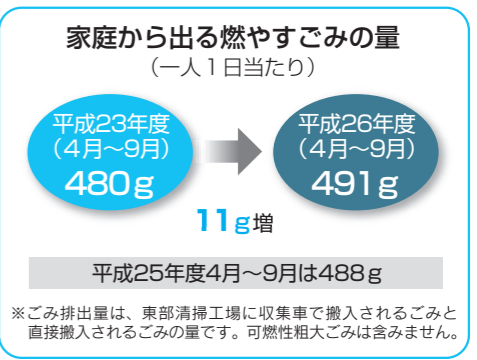
- し尿汲み取り受付
 - 12月20日(土)午後5時までに業者へ直接連絡してください。
 - ※汲み取りの最終日は12月26日(金)午後5時まで

期 日	12月											1月						
	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6		
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		
市収集	可燃ごみ・資源物 埋立ごみ																	
個人搬入	可燃ごみ・可燃性粗大ごみ 資源物・埋立ごみ・不燃性粗大ごみ																	
し尿汲み取り		平常どおり											休み				平常どおり	
し尿汲み取り		平常どおり											休み				平常どおり	

燃やすごみの量を減らしましょう

ごみを燃やした後に残る焼却灰は、埋立処分場に埋立てられています。埋立処分場を長く使うために、燃やすごみの量を減らしましょう。

- 燃やすごみ減量のポイント
 - 燃やすごみの中には、食べ残しや未使用の食品が多く含まれています。ごみ減量だけでなく食品を無駄にしないためにも、不要なものは買わないようにしましょう。
 - また、資源物はきちんと分別して出しましょう。



インフォメーション



お知らせ

国民健康保険税 納付済通知書の発行

所得税確定申告や市町村の住民税申告の社会保険料控除を受ける場合に「国民健康保険納付済通知書」が必要な人は、ご連絡ください。
 健康づくり推進課(西合志庁舎)、泉ヶ丘支所、須屋支所でも発行しています。

▼問い合わせ先
 税務課 市税班(合志庁舎)
 ☎(248)1114

国民年金保険料の 納め忘れはありませんか

本年度の国民年金保険料額は、月額15,250円です。納めた保険料は「社会保険料控除」として全額控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。
 まだ納付していない人は、

金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。
 保険料の納付の案内を民間委託しています
 過去2年以内の国民年金加入期間のうち、保険料納付の確認ができない期間がある場合、委託事業者から電話や文書、訪問により納付の案内を行なっています。民間委託については日本年金機構ホームページをご覧ください。
<http://www.nenkin.go.jp/n/www/index.html>

▼委託事業者
 キャリアリンク(株)
 ☎0120(925)997

▼問い合わせ先
 熊本西年金事務所
 ☎(355)3261

国民年金基金に加入して 年金を増やしませんか

国民年金基金は、国民年金(老齢基礎年金)に上乗せする公的な年金制度です。
 ・国民年金の第1号被保険者

で、保険料を納めている人が加入できます。農業者年金加入者は加入できません。
 ・掛金は性別、加入する時の年齢や加入する型で決まります。
 ・掛金は、全額社会保険料控除の対象となります。
 ▼申し込み・問い合わせ先
 熊本県国民年金基金
 ☎(387)2220
 ☎0120(65)4192

認知症家族のつらい

認知症のさまざまな症状からおこる行動に困惑したり、対応に悩んでいることはありませんか。同じ介護をしている仲間と語り合いませんか。
 ▼とき
 平成27年1月28日(水)
 午後1時30分～3時30分

- ▼ところ 泉ヶ丘市民センター
- ▼対象 認知症の人を介護している人、家族が認知症と診断された人
- ▼内容 意見交換
- ▼参加費 無料
- ▼申し込み・問い合わせ先
 市社会福祉協議会
 地域福祉係(ふれあい館)
 ☎(242)7000

平成27年 合志市成人式典

▼とき
 平成27年1月11日(日)
 受付 午後1時
 開式 午後2時

▼ところ
 ヴィーブル文化会館

▼対象
 平成6年4月2日～平成7年4月1日までに生まれた人
 ※市外在住の新成人も、当日受付をすれば入場できます。

▼問い合わせ先
 生涯学習課(ヴィーブル)
 ☎(248)5555

工業統計調査にご協力ください

12月31日現在で平成26年工業統計調査が行なわれます。12月から平成27年1月にかけて製造事業所に担当調査員が伺います。調査票の内容は統計法に基づき秘密が厳守されます。調査へのご協力と正確な記入をお願いします。
 ▼問い合わせ先
 企画課 企画広報班
 (合志庁舎)
 ☎(248)1813



臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金

臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の支給申請締め切りが迫っています。申請書が届いた人で、まだ手続きをしていない人は早めに申請してください。
 期限までに申請がなかった場合、給付金を辞退したものとみなされます。なお、対象者には7月中旬頃に申請書を送付しています。

- 申請期限
 平成27年1月9日(金)
- 申し込み・問い合わせ先
 - ・臨時福祉給付金
 福祉課 社会福祉班(西合志庁舎)
 ☎242-1149
 - ・子育て世帯臨時特例給付金
 子育て支援課 子ども保育班(西合志庁舎)
 ☎242-1159